

◇大阪市印鑑条例の一部を改正する条例

- 1 住民基本台帳カードの有効期間の満了に伴い、印鑑登録者識別カードの交付等に関する定めを廃止することにしました。
- 2 印鑑登録原票の調製方法等を改めることにしました。
- 3 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 4 この条例は、令和7年12月29日から施行することにしました。ただし、一部の規定は、令和8年1月5日から施行することにしました。

(市民局総務部住民情報担当)